

札幌市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日
保健福祉局長決裁

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 3、第 51 条の 4、第 51 条の 32、及び第 51 条の 33 の規定、児童福祉法第 21 条の 5 の 27、第 21 条の 5 の 28、第 24 条の 19 の 2 において準用する第 21 条の 5 の 27 及び第 21 条の 5 の 28、第 24 条の 39 及び第 24 条の 40 の規定並びに障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 32 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、特定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一的な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第 2 章 検査

(検査実施機関)

第 2 条 札幌市が所管する障害福祉サービス事業者等に対して実施する検査等の実施機関は、保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課とする。

(検査)

第 3 条 検査は、検査指針を踏まえ、次のとおり実施するものとする。

(1) 一般検査

ア 業務管理体制の整備に関する届出（以下「届出」という。）の内容を確認するため、当該届出のあった日から概ね 3 年以内に 1 回実施し、以降、3 年を超えない期間ごとに同様に実施するものとする。

その際、毎年度末までに、様式 1 により、翌年度の検査実施計画を策定するものとする。

イ 一般検査は、障害福祉サービス事業者等から書面で報告等を徴収する書面検査を基本とし、必要に応じて、障害福祉サービス事業者等又はその従業者に出頭を

求め、面接により届出事項の内容等について聴取する面接検査の方法、又は障害福祉サービス事業者等の事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する立入検査の方法により行うものとする。

ウ 一般検査は、障害福祉サービス事業者等に対する実地指導又は監査と合わせて行うことができる。

エ 一般検査の結果については、様式5により通知するものとし、「第4章 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、改善の状況等について、期限を付して報告を求めること。

(2) 特別検査

ア 特別検査は、指定を受けている事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）の指定取消処分相当の事案が発覚した場合又は関係市町村長から不正行為に対する組織的関与の有無の確認（以下「権限行使」という。）を求められた場合に実施するものとする。

イ 特別検査の実施にあたっては、障害福祉サービス事業者等の事業所等への立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、指定取消処分相当の事案への組織的関与の有無を検証するものとする。ただし、立入りによる検証が困難な場合は、当該事業者の役員等に出頭を求めるなど適切な方法により、検証を行うものとする。

ウ 特別検査は、障害福祉サービス事業者等に対する実地指導又は監査と併せて行うことができる。

エ 特別検査の結果については、様式5により文書により通知するものとし、「第4章 行政上の措置等」に定める措置に至らないで改善を要する事項については、改善の状況等について、期限を付して報告を求めること。

(3) 実施通知

ア 一般検査（書面検査）の実施にあたっては、様式2により、検査対象となる障害福祉サービス事業者等に対し通知するものとする。

一般検査（書面検査）は、業務管理体制の整備に関する届出内容について別に定める検査調書（自主点検表）の提出を求め、確認する。

イ 一般検査（立入検査）及び特別検査の実施にあたっては、様式3により、検査対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、実施時期、検査担当者の職・氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

なお、障害福祉サービス事業者等に対する実地指導又は監査と併せて実施する場合は、当該実地指導又は監査の実地通知と同時に通知すること。

ただし、実効性のある実態把握の観点から必要と認めるときは、実施通知をしないことができる。（実施通知をしない場合は、立入時に速やかに告知するものとする。）

ウ 前記(1)のイにより、障害福祉サービス事業者等又はその従業員に出頭を求める

場合に当たっては、様式4により、検査対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、出頭を求める日時、場所、関係者の職・氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

(報告)

第4条 検査に係る報告は、以下のとおりとする。

(1) 一般検査

一般検査（立入検査）終了後、速やかに、その検査結果について様式6の業務管理体制確認検査（一般検査（立入検査））結果報告書を作成するものとする。

(2) 特別検査

特別検査終了後、速やかに、その検査結果について、様式10の業務管理体制確認検査（特別検査）結果報告書を作成するものとする。

第3章 検査体制

(検査体制)

第5条 検査に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、指導監査部局並びに関係部署と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

第4章 行政上の措置等

(行政上の措置)

第6条 検査の結果、次の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者等に対し、様式7又は様式9により、文書で通知するものとする。

(1) 行政上の措置

ア 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置を取るべきことを命ずることができる。

また、命令をした時は、その旨を様式10により公示するものとする。

(2) 前項の行政上の措置に係る対応については、期限を付して報告を求めるものとする。

2 弁明の機会の付与

前項第1号イの命令に該当すると認められる場合は、札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号）第13条第1項第2号の規定に基づき、様式8により弁明の機会の付与を行う。

ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項第2号の規定は適用しない。

第5章 情報管理

（情報管理）

第7条 検査実施期間は、検査等に関する情報を、札幌市個人情報保護条例及び札幌市文書管理規定等に即して、検査及び指導監査の目的以外には使用しないよう適切に管理しなければならない。

第6章 その他

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか検査等の実施に必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。